

第3章

第3章 鹿嶋市の自殺対策における取組み

1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の5点を、自殺対策における基本方針とします。

1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域における「生きる支援」に関するあらゆる取組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組みが重要です。また、このような取組みを包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

今後、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれの一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神医療、保健、福祉等に関する各種施策と連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、対応の段階に応じて、次の3つのレベルに分けることができます。まず、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援レベル」、次に、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携レベル」、そして、支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」です。社会全体の自殺リスクにつながり得る、効果的な対策を講じるためには、さまざま関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取組みを、総合的に推進していくことが重要です。

4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だに十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

「誰も自殺に追い込まれることのない鹿嶋市」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれできる取組みを進んでいくことが重要です。

2. 施策体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成することとします。

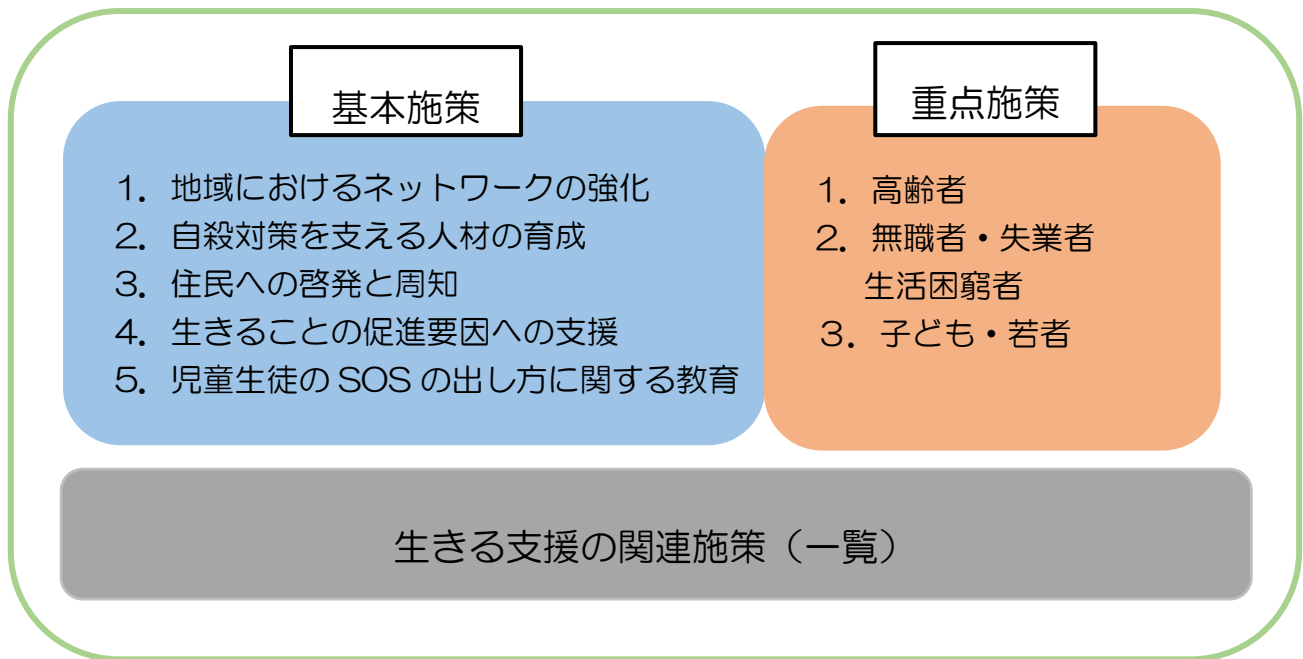
自殺総合対策推進センターが提示した地域自殺対策政策パッケージにおいて、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、鹿嶋市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

基本施策は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みです。

一方、**重点施策**は、本市における自殺のハイリスク群である『高齢者』と、自殺リスク要因となっている生活問題をベースとした『無職・失業・生活困窮』、さらに『子ども・若者』に焦点を絞った取組みです。それぞれ対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

また、**生きる支援の関連施策**は、本市において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、取組みの内容ごとに分類した施策群です。

このように施策の体系を定めることで、市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



3. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組み、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の5つです。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

<基本施策1> 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策の連携の強化にも取り組んでいきます。

取 組 み	内 容 【担当課】
地域連携促進事業	市民、NPO、企業、行政の共創を進めるため、地域課題について対話するワークショップを開催します。【市民活動支援課】
防災対策事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。【交通防災課】

安全安心ネットワーク会議活動支援事業	鹿嶋市地区防犯協会や自警団連絡協議会等の防犯関連組織において、組織間の連携や情報の共有化を図ることにより、地域での安全安心まちづくり活動の効果的な推進を図ります。【交通防災課】
保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とします。【教育指導課、こども福祉課】
地域福祉推進事業	地域福祉計画に基づき、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指して、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援します。また、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにすることや、住民と行政が共創し、小学校単位において地域の特性に応じた地域福祉を推進することを目的として、各地区における住民の意見を取り入れる仕組みを整えます。【生活福祉課】
地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。【生活福祉課】
健康増進計画推進事業	計画の推進 健康づくり推進協議会の運営と開催をします。【保健センター】

＜基本施策2＞自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。本市では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

(1) 自治体職員を対象とする研修会

取 組 み	内 容 【担当課】
ゲートキーパー養成研修	窓口対応や相談業務、徴収などを行っている職員が、必要に応じて、支援へとつなぐ役割を担うことができるよう、ゲートキーパー研修の受講の勧奨を行います。【人事課・保健センター】

(2) 自治体職員以外を対象とする研修会

取 組 み	内 容 【担当課】
ゲートキーパー養成研修	民生委員・地域福祉推進委員、ファミリーサポートセンター会員等、一般市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している方々に対して、ゲートキーパー養成講座の受講の勧奨を行います。【保健センター】

(3) 学校教育の場における人材育成

取 組 み	内 容 【担当課】
教職員人事・研修 生活指導・健全育成研修	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取り組みを行います。また、問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を図ります。【教育指導課】

＜基本施策3＞住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には誰かに援助を求められるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、思いに寄り添い、声をかけ、必要に応じて専門家につなぎ、その人を見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割などについて、意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発事業を展開していきます。

(1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

取 組 み	内 容 【担当課】
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動の推進	市の広報やホームページ等を活用し、自殺予防週間、自殺対策強化月間を周知します。【保健センター】
自殺予防のための意識啓発及び相談窓口の案内を兼ねたリーフレットの作成・配布	自殺予防のためのリーフレットを作成し、配布します。【保健センター】

(2) 市民向けの講演会の開催

取 組 み	内 容 【担当課】
精神保健に関する講座	精神疾患や心の健康づくりに関する正しい知識を普及させるため、精神科医や専門職による講演会を開催します。【保健センター】

(3) メディアを活用した活動

取 組 み	内 容 【担当課】
行政に関する情報提供・広報活動	各種媒体を活用し、行政情報や生活情報を周知することで、行政の円滑で適正な運営と市民の福祉の増進を図ります。 市ホームページやエフエムかしま、フェイスブック、ツイッターなどによる情報発信、広報紙等の編集・発行 ほか【広報推進課】
こころの体温計	市民が心の状態のセルフチェックを行い、必要な相談機関等の情報収集ができるよう、パソコンや携帯電話での「こころの体温計」（心の健康チェックシステム）を実施します。【保健センター】

＜基本施策4＞生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

(1) 居場所づくり

取 組 み	内 容 【担当課】
学びをとおした地域づくり事業	市民の主体的な学習と実践活動を展開し、地域づくりを推進する中心的な役割を担うことが期待されている地区まちづくり委員会活動の支援に努め、活動の充実を図ります。また、社会環境の変化や地域課題の解決に向けた調査研究、実践活動に取り組みます。【中央公民館】
生涯学習事業	自発的意思に基づいて行われる自らを高める多様な学習機会、学習相談などの充実を図ります。また、それらの学習活動の成果が地域づくり活動に適切に活用され、より一層市民の地域づくりを促進し、知の循環型社会の発展に努めていきます。【中央公民館】
図書館管理事業	図書館資料やレファレンスをとおした対応を実施します。また、誰でも来所することができ、やすらぎ的な場の提供をします。【中央図書館】
地域子育て支援センターの運営	乳幼児を持つ保護者が、集まって情報交換し、仲間作りができるような場の提供をします。また、子育てに関する不安軽減や解消が図れるように、子育てに関する相談や講演会等を実施します。【少子化対策室】
世代間での交流促進	住民と共に考え行動する参画型イベントや幅広い世代が参加できるイベントを通じて、新たな人間関係の形成や地域コミュニティの活性化を支援します。【中央公民館】
母子開放事業	乳児を持つ保護者同士が育児への不安軽減や解消でき、また相談や仲間作りができるような場を提供します。【保健センター】
児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業	18歳未満の児童で心身に障がいや発達に遅れ等があるか、若しくはその可能性があると思われる児童とその保護者に対して、その育成と子育てを支援します。【総合福祉センター】

障害者就労支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会等を提供します。【総合福祉センター】
-----------	--

(2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

取 組 み	内 容 【担当課】
住民への相談事業	市民の相談を受付けます。【市民相談室】
徴収の緩和制度としての納税相談	病気や失業など、やむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じます。【収納課】
無料法律相談	生活上のトラブルを抱えた市民に対し、専門家への相談機会を提供するため法テラスや鹿嶋市社会福祉協議会が実施する無料福祉法律相談所の紹介のほか、相談内容に応じ、専門の相談機関につなげます。【市民相談室・社会福祉協議会】
商工相談	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ります。【商工観光課】
生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	就職に関する相談等を実施し、就職に踏み出すための支援を行います。【商工観光課】
農業相談	農業の様々な課題に対し、生産から流通・加工までの幅広い視点から指導・助言を行います。【農林水産課】
家庭児童相談員による相談支援事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。【こども福祉課】
障がい者（児）相談支援事業	障がい児通所支援等の利用を希望される方に対して、障害児支援利用計画の作成とモニタリングを実施します。【総合福祉センター】 障がい者（児）の福祉に関する問題に関して、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。【生活福祉課】
民生委員・児童委員による相談支援	民生委員・児童委員による地域の相談や支援を実施します。【生活福祉課】
育児相談・健康相談	保健師または管理栄養士等が、育児や健康等について相談に応じます。【保健センター】

こころの健康に関する相談	専門医または保健師等が、こころの悩みをもつ本人または家族の相談に応じます。【保健センター】
--------------	---

(3) 支援者への支援

取 組 み	内 容 【担当課】
障がい者講座・講習の開催	障がい者及び家族を対象に、障がいの態様別に講演会を開催します。【生活福祉課】
職員安全衛生管理事業	健診結果に基づく各種指導や健康相談、ストレスチェックを通じて、市職員の心身における維持増進を強化します。【人事課】
学校職員安全衛生管理事業 学校職員ストレスチェック事業	教職員の健康診断やメンタルチェックを通じて、教職員の心身面の状態把握に努めるとともに、必要な場合は早期に適切な支援先につなげます。【鹿嶋っ子育成課】
教職員人事・研修 生活指導・健全育成研修	教職員向けの研修の実施を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へつなげるなど、教職員への支援を図ります。【教育指導課】

<基本施策5> 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が、「困難やストレスに直面した際に信頼できる大人に助けの声をあげられること」「社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処法を身につけること」を目標として教育を実施します。

取 組 み	内 容 【担当課】
キャリア・スタート・ウィーク事業	望ましい勤労観、職業観を目的として、中学校で行われている職場実習体験を支援します。【教育指導課】
アクティブ・ラーニング推進事業（授業改善プロジェクトの実施）	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行います。【教育指導課】

4. 重点施策

自殺総合対策推進センターによる地域自殺実態プロフィールから、鹿嶋市の重点施策は、支援が優先される対象群（第2章鹿嶋市の現状参照）の上位3区分の性・年代等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路を参考に選定されています。

これを基に、本市では重点施策として『高齢者』『無職者・失業者・生活困窮者』『子ども・若者』を掲げ、重点的に取り組んでいきます。

<重点施策1>高齢者

本市では、高度経済成長期の鹿島開発により転入した世代が高齢化を迎えたことに加え、定年退職後の都市部からの転入等により高齢化が進んでいます。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組みのみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があります。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

(1) 包括的な支援のための連携推進

取 組 み	内 容 【担当課】
地域包括ケアシステム推進事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。また、市民を含む関係者等のネットワークの構築をめざし、地域ケアシステム推進会議や地域ケア会議等を開催します。【介護長寿課】
地域包括支援センターの運営	市内4か所に、包括支援センターを設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行います。また、包括支援センターの公正かつ中立性を確保するため、地域包括支援センター運営協議会を開催します。【介護長寿課】
在宅医療介護連携推進事業	地域において在宅医療と介護サービスの提供される体制を構築するため、医療・介護関係者等が参画する会議や在宅医療や介護に関する研修会等を開催します。【介護長寿課】

(2) 生きがいを実感できる地域づくりと孤独・孤立の予防

取 組 み	内 容 【担当課】
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、地域とのつながりを実感できるスポーツ大会等を開催します。【介護長寿課】
介護予防教室	高齢者筋力向上トレーニング（いきいき教室）やスクエアステップ体操教室等の介護予防教室を開催します。【介護長寿課】
シルバーリハビリ体操教室	介護予防ボランティアであるシルバーリハビリ体操指導士が地域で行う体操教室、介護予防の普及・啓発活動の支援を行います。【介護長寿課】
シニアクラブ、シルバー人材センターへの活動支援	シニアクラブ、シルバー人材センターへの活動費の助成を行います。【介護長寿課】
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。【介護長寿課】
高齢者地域支援事業	各小学校区に地域福祉推進委員を配置し、ひとり暮らし高齢者の安否確認や、高齢者の相談に応じ、必要な支援に繋がります。【介護長寿課】
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	やすらぎ支援員（市の講習会受講者）が認知症高齢者の見守りや話し相手となり、認知症高齢者を支える家族の精神的な負担の軽減を図ります。【介護長寿課】

(3) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

取 組 み	内 容 【担当課】
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行います。【介護長寿課】
高齢者ふれあいサロン事業（ミニデイサービス）	生活機能の低下がみられる高齢者を対象に、生きがい活動援助員を配置し、総合福祉センターなどにおいて、軽度の体操やレクリエーション、教養講座、送迎サービスを提供します。【介護長寿課】
食の自立支援事業	独居高齢者を訪問して計画的な配食を提供するとともに、安否確認をすることにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図ります。【介護長寿課】

養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを支援します。【介護長寿課】
権利擁護の仕組みづくり	成年後見についての相談や手続きの手伝い，法人後見の受任などを行い，安全安心な生活ができるよう支援します。【介護長寿課・生活福祉課】

(4) 介護者（支援者）への支援

取 組 み	内 容 【担当課】
家族介護教室	介護している家族が，介護知識及び介護方法を習得し，身体的・精神的な負担の軽減・介護者同士の情報交換やリフレッシュを図ることを目的として教室を開催します。【介護長寿課】
認知症家族介護教室	認知症についての正しい知識や接し方等の講演，介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施します。【介護長寿課】

＜重点施策2＞無職者・失業者・生活困窮者

生活困窮や無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の支援も含めた包括的な支援を推進します。

取 組 み	内 容 【担当課】
生活困窮者自立支援事業	生活保護につながる前の生活困窮世帯に対し、自立を助長するため自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を行います。また要保護・準要保護世帯を対象に子どもの学習支援事業を行い、いわゆる貧困の連鎖とならないよう支援します。【生活福祉課】
生活保護事業	生活保護受給世帯に対し、面会を中心としたケースワークによる生活支援・就労支援・自立支援を行い、また生活費の支援として生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を支給します。【生活福祉課】
フードバンク事業	家庭内の未利用食品を集め、社会福祉法人等へ提供します。【生活福祉課・社会福祉協議会】
しごと情報ポータルサイト構築事業	国や都道府県、関係機関を含めた地域の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築し、雇用機会の拡大につなげます。【商工観光課】
生活安定対策事業（若者の就労相談事業）	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施をします。【商工観光課】

＜重点施策3＞子ども・若者

自殺の背景にある様々な問題（生活問題や勤務問題、心身面の不調など）は、人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけてもらうことは将来の自殺リスク軽減につながり得ると考えられます。

また、幼少期における虐待の経験や人間関係の問題等は、将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、包括的な支援を推進することが重要です。

取 組 み	内 容 【担当課】
就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学習品等を補助します。【鹿嶋っ子育て課】
就学に関する相談・支援	特別に支援を要する児童や生徒、保護者に対し、関係機関と協力して1人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行います。【教育指導課・教育センター】
教育相談（いじめに関する相談含む）	教育相談員（心理）が、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、対面や電話で受け付けます。【教育指導課・教育センター】
生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	保護者に対して、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家が、子育てをはじめとする様々な相談に応じます。【教育指導課】
いじめ問題等防止対策事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、市のいじめ問題等対策委員の派遣等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。【教育指導課】
スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対して、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。【教育指導課】
教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員と連携し、児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、不登校の問題に対応していきます。【教育指導課】
不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒を支援するため、適応指導教室の設置、保護者に対する相談活動、集団再適応・自立を援助する学習や生活指導等を実施します。【教育指導課】

各種団体への支援事業	青少年育成会議，子ども会育成連合会，ガールスカウト茨城県第41団に対し，青少年育成事業補助金を交付します。【社会教育課】
青少年対策事業	青少年たちの集える場所や機会の創設・運営を支援します。 青少年センター運営協議会の開催，放課後子ども教室の開設，青少年育成市民会議への補助金の交付，青少年相談員による各種活動等【社会教育課】
青少年教育事務	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る講習会やイベント（フロンティア・アドベンチャー）を開催します。【社会教育課】

5. 生きる支援の関連施策

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
1. 気づきのための人材育成					
1	職員研修事業	セルフコントロール研修、メンタルヘルス研修、ゲートキーパー養成講座等の実施	市職員に対し、メンタルヘルスに関する研修やゲートキーパー養成講座等の案内と受講の推奨を行う。	総務部	人事課
2	女性教育活動推進事業	(1) 女性の地域づくり活動へ参加推進を図る。 (2) 女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修を実施する。 (3) 女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	女性学級の参加者や地域の女性リーダーにゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局 市民生活部	社会教育課 中央公民館 女性支援室
3	まちづくり出前講座	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる。	希望する団体に対し、ゲートキーパー養成講座を行うことで、自殺に関する基礎知識の普及啓発を図る。	教育委員会事務局 健康福祉部	社会教育課 保健センター
4	通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、通学路の危険箇所の把握及び改善や見守りボランティア体制の整備を図る。	見守りボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局 市民生活部	鹿嶋っ子育成課 交通防災課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
5	不登校児童生徒支援事業	(1) 不登校児童生徒（公立学校に通う小中学生）を対象にした適応指導教室を設置 (2) 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3) 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	適応指導教室の指導員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局	教育指導課
6	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育する。	児童クラブ職員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。		社会教育課
7	各種団体への支援事業	(1) 青少年育成市民会議 青少年健全育成活動を啓発するとともに青少年育成を目的として事業を展開する。 (2) 子ども会育成連合会 育成者の資質向上及び子ども会活動の活性化を図る。 (3) ガールスカウト茨城県第41団 自己肯定感を養い、グローバルなものの見方を身につけ、社会の良き一員となってリーダーシップを発揮できるような女性を育てる。	各補助金交付団体構成員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。		生活福祉課
8	保護司会への支援	更生活動や犯罪予防啓発活動、青少年の非行防止活動に取り組んでいる、地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給する。	保護司会にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康福祉部（福祉事務所）	

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
9	民生委員・児童委員への支援	担当区域の見回り・相談，行政等関係機関との連絡・調整，各種証明事務，福祉サービスの情報提供等を行う民生委員・児童委員の資質向上のための研修会の開催や活動費の支援を行う。	民生委員・児童委員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
10	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で，支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し，コミュニケーションの確保，社会参加及び緊急時の支援を行う。	支援員に対し，ゲートキーパー研修の案内と受講推奨を実施する。		生活福祉課 社会福祉協議会
11	ボランティアセンターとの連絡調整	市民からボランティア活動への問い合わせがあった際，社会福祉協議会を紹介する。	ボランティア活動を行う団体に対し，ゲートキーパー研修の案内と受講推奨を実施する。		少子化対策室
12	ファミリーサポートセンターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業（施設での子ども一時預かり）	ファミリーサポートセンター会員に対し，ゲートキーパー養成講座の案内と受講推奨を実施する。		介護長寿課
13	高齢者ふれあいサロン事業（ミニデイサービス）	生活機能の低下がみられる高齢者を対象に，生きがい活動援助員を配置し，総合福祉センターなどにおいて，軽度の体操やレクリエーション，教養講座，送迎などのサービスを提供する。	活動援助員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。		
14	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して，認知症についての正しい知識を持ち，認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症サポーターにゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
15	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	やすらぎ支援員（市の講習会受講者）が認知症高齢者の見守りや話し相手となり、認知症高齢者を支える家族の精神的な負担の軽減を図る。	やすらぎ支援員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。	健康福祉部（福祉事務所）	介護長寿課
16	高齢者地域支援事業	各小学校区に地域福祉推進委員を配置し、ひとり暮らし高齢者の安否確認や、高齢者の相談に応じ、必要な支援に繋げる。	地域福祉推進委員にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を実施する。		
2. 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を提供する					
17	男女共同参画計画推進事業	<p>(1) 男女共同参画委員会の実施</p> <p>(2) 行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。</p> <p>(3) 男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催</p> <p>(4) 男女共同参画啓発パンフレットの作成</p> <p>(5) 男女共同参画情報紙の発行</p> <p>(6) 育児支援 主催事業での託児の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、こころの相談先の情報を掲載したリーフレットを配布する。 情報紙の記事の一部に自殺対策に関連した記事を掲載し、住民への情報周知や啓発を図る。 	市民生活部	女性支援室
18	コミュニティづくりの推進	区・自治会の役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会を実施する。	コミュニティ活動に関する研修会において、生きる支援に関する様々な相談先が掲載されたリーフレットを配布する。		市民活動支援課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
19	鹿嶋市ハザードマップ更新事業	防災ハザードマップ等については、新たな取組みや基準見直しに伴う警戒区域の変更等があるため、それらの情報を定期的に更新・配布することで、住民の防災意識の高揚を図る。	各種相談先一覧に、こころの相談先情報を加える。	市民生活部	交通防災課
20	安心安全まちづくり市民大会の開催	「自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守る。」という基本認識のもと、地域住民みんなで、これまで以上に安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するものである。	大会の会場にて、こころの相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
21	PTA 活動の支援・育成	PTA に対するセミナーや研修会の実施	役員会において、こころの相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	教育委員会事務局	社会教育課
22	学校支援ボランティア事業	小学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。コーディネーターの研修会を開催し、スキルアップを図る。ボランティアガイドブックや、ボランティア登録のチラシを作成し、広報を行い活動の更なる活性化を図る。	コーディネーターに対する研修会の際に、こころの相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
23	広報活動事業	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	市民に対して取組情報を周知することができるよう、SOS の出し方に関する教育について取り上げる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
24	生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	保護者に対して、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家による健全育成の推進強化	必要に応じて、こころの相談一覧のリーフレットを配布する。	教育委員会事務局	教育指導課
25	性に関する指導推進事業	公立中学校に専門の講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	性に関する指導の際に、こころの相談先の掲載されたリーフレットを生徒に配布する。		社会教育課
26	ガイドブック作成事業（青空もとめて）	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	ガイドブックに、こころの相談先の情報を掲載する。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
3. 生きることの包括的支援を実践・継続する					
27	デマンド交通運行事業	車を運転しない方や高齢者等の買い物や通院、公共施設や金融機関への立ち寄りを支援する。	車を運転しない方や高齢者等の外出を支援することで、通院や買い物等へ行きやすくなるとともに、閉じこもりを防止し、生きがいくりに寄与する。	政策企画部	政策秘書課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
28	消費生活対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談、情報提供 ・消費者教育、啓発 ・消費者団体活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の内容に応じて、庁内をはじめ必要な機関と連携を図るほか、専門の相談機関や法テラス等につなげ包括的に問題の解決に向けた支援を展開することにより自殺リスクの軽減につなげる。 ・消費生活に関するイベントにおいて、複雑化、多様化する消費生活の中で、消費生活トラブルに遭われた際の相談機関としてセンターの周知を図り消費者被害の拡大防止を図るとともに、住民意識の啓発や理解の促進を図るため、消費者教育や啓発活動を実施することにより、自立した消費者を育成し、消費者被害を未然に防止する。 	市民生活部	消費生活センター
29	国民年金	国民年金の届出書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	納税や年金の支払い等を期限までに納めることのできない市民の中には、生活面で深刻な問題を抱え、生活が困難である可能性が高い方もいるため、相談に応じるとともに、必要に応じて、相談支援先の情報提供を行う。	健康福祉部	国保年金課
30	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき訪問指導)	家庭訪問を実施することで心身の健康面での不安の把握に努める。また、必要に応じて、専門機関を案内する。		国保年金課 保健センター
31	40歳未満の住民を対象とした健康診査の実施	鹿嶋市在住の40歳未満の方で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	健康診断や結果説明会の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぐ。		保健センター

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
32	生活習慣病予防事業	健康診断・保健指導・健診結果説明会の実施	健康診断や保健指導・結果説明会の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぐ。	健康福祉部	保健センター
33	救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制業務委託 ・病院群輪番制運営負担金 ・鹿行南部地域夜間救急医療機関運営費負担金 ・夜間小児救急診療 ・鹿行南部地域夜間小児救急センター運営費負担金 	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。		
34	ヘルスマイト養成講座 (食生活改善推進員)	食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防し健康寿命の延伸を目指す。	食生活改善の支援を通じて、個人の生活状況を把握するとともに、必要時には他の支援機関や窓口につなげる。		
35	子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付 ・妊婦全数面接 <p>妊娠届出時に保健師等の面接（相談やサービス紹介等）を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後の電話訪問 	保健師等専門職により面接を行うことで、すべての妊産婦の実情を継続的に把握し、SOSが出せる関係作りを構築することで、妊娠・出産・子育て期の母親の負担や不安感を軽減させる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
36	母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 	<p>専門家が関与し、妊婦や乳幼児の状態確認や問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、産後うつや育児によるストレスを軽減させる。</p>	健康福祉部	保健センター
37	母子保健	乳幼児家庭訪問	<p>全戸訪問により子どもの発達や養育状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援をする。また訪問時にEPDSの実施により、把握したうつの兆候のある者やハイリスク者を支援すると共に、必要に応じて、他機関を紹介する。</p>		
38	母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談 ・4か月児相談 ・9か月児相談 ・栄養相談 ・こども発達相談（心理） 	<p>各期の発育発達状況の特徴を踏まえて問題の聞き取りを行い、保健師等が必要な助言・指導を提供することで育児によるストレス等を軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐ。</p>		
39	幼児歯科健康診査	<p>1歳6か月児・3歳2か月児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に対する歯科健診・歯科相談の機会を活用し、家庭状況等の把握に努める。 ・問題を抱えていると思われる家庭に対しては、関係機関と連携し、親子に対する包括的な支援を提供する。 		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
40	精神保健対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に対して、速やかに介入していく。(関係機関等と連携を図れるよう体制を整える。) ・当事者の社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、ケース会議を実施する。 ・精神障がい者がいる家族への支援(講演会や家族交流会を含む)を実施する。 ・アルコールに関する相談や、アルコール依存症についての普及啓発を行う。 	当事者や家族の相談を受けることで、不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関につなぐ。	健康福祉部	保健センター
41	精神保健福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請、届出 ・精神保健福祉相談 ・訪問指導 ・精神障がい者への社会復帰支援 	当事者や家族の相談を受けることで、不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関につなぐ。	健康福祉部(福祉事務所)	生活福祉課 保健センター
42	権利擁護の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス等の相談受付 ・成年後見人制度利用希望者の相談支援等 	判断能力が不十分な、認知症者・知的障がい者・精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの手伝い、法人後見の受任などを行い、安心安全な生活ができるよう支援する。また、成年後見人との接点をもつことで、社会との関わりをもち、孤立を防ぐ。		生活福祉課 介護長寿課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
43	ボランティアセンターとの連絡調整【再掲】	市民からボランティア活動への問い合わせがあった際、社会福祉協議会を紹介する。	ボランティア活動等は、地域への貢献ができているという感覚から、日々の生きがいにつながることもある。市民が様々なボランティアとして参加することができるよう情報提供をする。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課 社会福祉協議会
44	人権啓発事務	人権意識を高めるための啓発を行う。	さまざまな人権課題に関する講演会や啓発活動を行うことで、人権意識を高め、共に生きる地域づくりを目指す。		生活福祉課
45	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	虐待への対応を糸口に、当事者や家族などを支援することで、背後にあるさまざまな問題を察知し、適切な支援先につなぐ。		
46	みんなのひろば補助金	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの市民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催する。	福祉交流やボランティア活動を広げることで、市民の孤立を防ぐとともに、生きがいづくりの支援をする。		
47	障がい者への介護給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・相談支援 	相談を通じて当人や家族の負担軽減を図る。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
48	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する方が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	介護負担軽減の支援を行う。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
49	障がい者（児）福祉手当支給 難病患者福祉手当支給事務	日常生活が困難な障がい者（児）のための手当てを支給する。	継続して実施する。		
50	障がい者基幹相談事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる。また、虐待防止の機能も持つ。	利用者や家族で、他機関での相談等が必要な方に対して、相談窓口を紹介する。		
51	自立支援給付事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス ・障がい児相談支援 ・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助サービス ・補装具の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援や福祉サービスの提供をすることで、保護者へ過度な負担がかかることを防ぐ。 ・訓練給付や補助具の支援により利用者の孤立を防ぐ。 ・他機関での相談等が必要な方に対して、相談窓口を案内し、つなげる。 		
52	訪問入浴事業	重度の心身障がい者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	障がい者や家族が、何か問題を抱えているようであれば、他機関を案内し、つなげる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
53	手話通訳者等派遣事業【再掲】	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	必要に応じて、他機関を案内し、つなげる。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
54	ファミリーサポートセンターの運営【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 ・子育てサポートひろば事業（施設での子ども一時預かり） 	子育て中の家庭を対象に、一時預かりなどの育児支援を行う。		少子化対策室
55	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給を行う。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。		こども福祉課
56	保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施。 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談。 	保育や育児相談を通じて、支援が必要な家庭を把握し、必要に応じて関係機関と連携し支援する。		
57	子ども子育て支援事業（総合相談及び情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供 ・児童虐待防止対策の充実（児童虐待 SOS、養育支援訪問事業、子どもと家庭のおとなりさん事業） ・ショートステイ事業 <p>保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。</p>	相談に応じることで、不安軽減を図る。また、必要に応じて関係機関と連携し支援をする。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
58	母子家庭等自立支援給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本市が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 ・高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割（上限10万円）を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割（計6割、上限15万）を支給する。 	必要に応じて、他機関を案内し、つなげる。	健康福祉部（福祉事務所）	こども福祉課
59	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	継続的に実施する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
60	配偶者暴力相談支援 配偶者等からの暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	講座の実施、啓発イベント時の展示やリーフレットの配布、情報紙に取り上げることにより、相談支援機関の周知を図るとともに、DVやハラスメントに対する市民の理解促進を図る。	健康福祉部（福祉事務所） 市民生活部	こども福祉課 女性支援室
61	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	対象者が問題を抱えている場合には、他機関を案内し、つなぐ。		都市計画課
62	公園及び緑地の維持管理に関する事務	公園及び緑地の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自殺事案の発生が多くみられる公園等がある場合には、その情報を担当課と共有する。 ・自殺事案の発生が多くみられる公園等の巡回時は、特に住民の様子に配慮するよう、巡回を担当する職員や業務委託業者に情報共有する。 ・樹木の剪定や配置の工夫など施設に関する配置を継続的に行う。 	都市整備部	施設管理課
63	水道料金徴収業務 配水管布設拡張事業	<ul style="list-style-type: none"> ・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務 ・未給水区域への配水管布設 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対して、個別面談、訪問、分納相談を実施し、生活に関する相談対応を実施する。 ・水の安定供給、未給水区域への水道拡張により安心安全な生活を資する。 		水道課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
64	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	申請者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	教育委員会事務局	教育総務課
65	子ども会の育成会議	子ども会育成連合会への補助金交付（子ども会育成のための事業） （1）指導者研修会 （2）ちびっこダンスワークショップ （3）ちびっこ体験学習教室 （4）ちびっこのど自慢 （5）大人のための救命救急講座	継続して実施する。		社会教育課
66	放課後児童健全育成事業【再掲】	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育する	児童クラブを通じて、悩みを抱えた子どもや保護者に対し、必要に応じて相談機関を案内する。		
4. その他、様々な「生きる支援」との連動					
67	企画調整に関する事務（総合計画の推進・策定）	まちづくりの根本に置くべき「まちづくりの基本理念」を示し、それをもとに「鹿嶋市の将来像」と、それを実現するための「まちづくり政策」を示す。	総合的かつ全庁的に自殺対策を進めていくため、総合計画の策定の際に、地域のセーフティネットの確立に向けた地域関係者における連携の視点を盛り込んでいく。	政策企画部	政策秘書課
68	企画調整に関する事務（教育大綱の策定）	本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。	子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」に反映させる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
66	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	子ども・子育て支援事業と自殺対策を連動させることで、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	健康福祉部（福祉事務所）	少子化対策室
70	障がい福祉計画推進事業	障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び進行管理を行う。	障がい者（児）福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図る。		生活福祉課

